

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に当たっての定義について

1. 共通事項

(1) 公表の範囲

①知事部局等

知事部局、各委員（会）事務局、企業局、教育委員会の職員（教育職等の職員以外）

②病院局

病院局の全職員

③教育委員会

教育職等の職員

（教育委員会事務局及び県立学校の教育職員並びに市町村立学校の県費負担教職員）

④警察

島根県警察の全職員

(2) 職員区分

任期の定めのない常勤職員

任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等）

(3) 対象とする給与

令和6年4月から令和7年3月までに支給した給与総額

ただし、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く

(4) 算出方法

女性職員の平均年間給与 ÷ 男性職員の平均年間給与

※平均年間給与＝給与総額 ÷ 職員数（各月の給与支払日の職員数の平均）

2. 個別事項

各公表資料の「説明欄」を参照